

令和2年度 第2回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和2年7月31日（金）午後2時02分から午後4時04分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和元年度実績）について 【資料第1号】

(2) 新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）について 【資料第2号】

3 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

高橋 紘士 会長、平岡 公一 副会長、神馬 征峰 副会長、山道 博 委員、
佐藤 文彦 委員、三羽 敏夫 委員、川又 靖則 委員、諸留 和夫 委員、
坂田 賢司 委員、廣井 泉 委員、木村 始 委員、大橋 久 委員、
大内 悦子 委員、川合 正 委員、高山 礼子 委員、飯塚 美代子 委員、
佐治 信子 委員、佐々木 妙子 委員、山口 恵子 委員、山下 美佐子 委員、
古城 侑子 委員、小倉 保志 委員、鈴木 悦子 委員、西村 久子 委員、
小山 忍 委員、武長 信亮 委員、櫻井 美恵子 委員、

欠席者

遠藤 利彦 副会長、高山 直樹 副会長、中村 宏 委員、山道 博 委員、
大内 悦子 委員、川合 正 委員、佐々木 妙子 委員、高田 俊太郎 委員、
鳩山 多加子 委員、河井 貴之 委員、

<事務局>

出席者

木幡福祉部長、大川子ども家庭部長、佐藤保健衛生部長、新名企画課長、
大野ダイバーシティ推進担当課長、鈴木防災課長、矢島福祉政策課長、
浅川高齢福祉課長、進地域包括ケア推進担当課長、畑中障害福祉課長、
大戸生活福祉課長、中澤介護保険課長、大武国保年金課長、鈴木子ども支援課長、
横山幼児保育課長、中川子ども施設担当課長、木口児童相談所準備担当課長、
榎戸生活衛生課長、渡部健康推進課長、笠松保健衛生部参事、
阿部保健サービスセンター所長、木村学務課長、松原教育指導課長、
石川児童青少年課長、真下教育センター所長

欠席者

瀬尾子ども家庭支援センター所長

<傍聴者>

2名

福祉政策課長：これより、令和2年度第2回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

第1回地域福祉推進協議会につきましては、新型コロナウイルスの影響におきまして、書面開催とさせていただきます。

改めまして、このたびは本協議会への委員のご就任につきまして、ご承諾いただきましたことを御礼申し上げます。

続きまして、区長の成澤よりご挨拶を申し上げます。

(区長挨拶)

福祉政策課長：続きまして、4月に人事異動等により、本協議会に出席する幹事について変更がございましたので、改めてご紹介をさせていただきます。

(各幹事の挨拶)

福祉政策課長：続きまして、会長の選出、副会長の指名に移らせていただきます。

本協議会の設置要綱に基づき、会長は学識経験者のうちから互選により定めることになっております。どなたか立候補、ご推薦お願いできませんでしょうか。

神馬委員：よろしいでしょうか。高橋委員を推薦したいと思います。

福祉政策課長：ありがとうございます。それでは、前期に引き続きまして、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。

高橋会長、ご挨拶をお願いいたします。

高橋会長：高橋でございます。新任の委員の皆様には初めてかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

この地域福祉推進協議会は、先ほど、区長がお話になったように、個別の計画がいろんな形で動いております。これは、福祉、保健、またがって基礎自治体としての区の必須事業になっております。最近PDCAというのが教科書によく出てきますが、よく計画し、よく行動し、よくそれを振りかえろと。そういうプロセスの中で、個別の計画が動いています。最近、あまり新聞報道はされませんでしたけど、社会福祉法という法律において各分野横断的に対応する仕組みをつくりなさいという改正がございました。地域包括ケアというのが、保健医療福祉、それから地域の助け合いまで含めて総合的なものだ。

非常に細分化した業務に横串を刺すといった役割が非常に重要になってきています。それは地域生活の区民の様々な課題を解決するそういうキーワードで、従来の社会福祉法とは随分違うのです。

昭和26年にできたときは、援護、育成、更生の措置、一般的な生活から脱落した人だけを相手にしていたのですが、コロナ禍のように、通常に生活をされていた方の生活の激変がいろんな形で起こっている。その場合、相談の体制があるようでない。頼りになるかどうかは別としても頼りになるように頑張りましょうというのが、この趣旨です。

自治体というのは、そういう役割が大変大事だということを改めて法改正で言うことでもないのですが。お役所はたらい回しだと、言われるようなことのないように、断らない支援というキーワードがありますが、そういったことを考えようと。

その場合に、区民のいろんな皆様のご意見を伺いながら地域福祉というものを進めていこうという場ですから、それぞれの縦割りの計画をチェックしたり、意見交換をしたりすると同時に、地域の福祉、地域住民、これは区民と言い換え、区民の生活課題を解決するために様々な行政も区民の力も含めて、どういうふうに関与するかというか、生活の問題のほうに関与するかそれを改めて、ここで考える機会にする場としていけたらいいと思っています。

副委員長の皆様には、それぞれの個別の計画でいろいろご指導を頂かなければなりませんけれども、この協議会、知恵を出し合う場であってほしいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

福祉政策課長：高橋会長、ありがとうございました。

続きまして、副会長の指名を行います。本協議会の設置要綱に基づきまして、会長よりご指名を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

高橋会長：それでは、副会長の指名でございますが、設置要綱で副会長は会長が委員の中から指名することになっております。この協議会の恒例として学識経験者としての枠をお願いした委員の皆様、副会長をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

今回、新任になります、遠藤委員、平岡委員、高山委員、神馬委員の先生方にそれぞれの部会の会長も兼ねて、この協議会では副会長をお願いするというので、よろしくお願いいたします。

それでは、各副会長からご挨拶をお願いいたします。

平岡副会長：お茶の水女子大学の平岡でございます。副会長の役を仰せつかることになりました。どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

高橋会長：それでは、神馬先生、よろしくお願いいたします。

神馬委員：東京大学の医学部から来ました神馬と申します。よろしくお願いいたします。この新型コロナウイルス感染症のために、これまで当たり前に行っていたことが、当たり前に行きにくくなっていると思います。先ほども高橋会長が言われましたように、皆様の知恵でこの苦しい状況乗り越えていかないといけない。現場にいる人ほど知恵が出てくると思います。

その意味では、この部屋にいない全ての市民の方からの知恵が必要なときと思われま。いろんな知恵をかき集めて、この苦しい状況乗り越えて当たり前のサービスが当たり前に届くような2年間であればと思います。よろしくお願いいたします。

高橋会長：ありがとうございました。高山先生はお見えになりましたらということで。

福祉政策課長：よろしいでしょうか。

高橋会長：福祉政策課長、どうぞ。

福祉政策課長：先ほど会長からもありましたとおり、各副会長には、分野別の検討会の部会長へのご就任をお願いさせていただきます。遠藤副会長は子ども部会、平岡副会長は高齢者・介護保険部会、高山副会長は障害者部会、神馬副会長は保健部会の部会

長をお願いさせていただきます。

幹事の紹介の際に申し遅れましたが、冒頭より進行をさせていただいております福祉政策課長、矢島でございます。

ここからは事業進行を会長にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

高橋会長：今日は書面審査を入れますと第2回になります。

対面での委員会は初めてでございますので、所属団体とお名前だけでも結構でございますので、自己紹介をお願いいたします。

(各委員自己紹介)

福祉政策課長：ありがとうございます。これより、また議事に入らせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

高橋会長：それでは、これから議題に入ります。

まず、地域福祉保健計画の実績報告ということで、令和元年度の実績について、議事を進めさせていただきます。

資料の第1号が、分野別計画が五つございます。分野計画ごとに説明と質疑をお願いいたします。

福祉政策課長：【資料第1号】に基づき「地域福祉保健の推進計画」について説明

高橋会長：地域福祉保健の推進計画に関して、ご質問等ございますか。

全体として地域福祉保健の推進計画というのは、各分野が横断的に関係し合うもの、それから、区民との協働事業も含めたものが事業として挙げられております。そんなことで報告を頂いたわけでございます。

終わってからまとめて質問・ご意見合わせていただく機会も設けます。資料が結構膨大ですので、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、今度は子どもの子育て支援計画についての説明をよろしく願いいたします。

子育て支援課長：【資料第1号】に基づき「子育て支援計画」について説明

高橋会長：ありがとうございます。念のためですが、子育て支援計画のサイクルでいうと、今は何年計画の何年目に入っていますか。

子育て支援課長：令和元年度につきましては、5年計画の最終年度ということになっております。本年度令和2年より、新しい計画でスタートしております。

高橋会長：今年度は新規計画の作業が始まるのですね。それとも新しい計画になるのか。

子育て支援課長：前の計画が昨年度で5年が終わって、今年の4月から新しい計画にのってスタートしたという形になっております。

高橋会長：去年の改定作業にも携わった部会の委員の方もいらっしゃるかと思いますが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

古城委員：意見が1個と質問が2個あります。

意見の一つ目が17ページ(3)一時保育B-ぐる内でのポスター掲示で登録増加とあります。(3)の一時保育、私もB-ぐる号に乗ると、文京区の情報のみ掲載されていてすぐ見やすいので、B-ぐる号の公告はとても参考にしています。今後もB-ぐる号を使っていたらと区民としてうれしいです。

質問が二つです。35ページの安心・安全なシッターサービスの提供で達成率が678%と627%で、こんなに達成して大丈夫だったのかなというのの一つ。

もう1個が、37ページ、認定こども園って何ですか。分からなかったので教えていただければと思います。

以上です。

高橋会長：とても大事な質問で、ありがとうございます。

どうぞ、よろしくお願いします。

子育て支援課長：まず、B-ぐる内での広告をご覧いただきましてありがとうございます。B-ぐるでは、やはりベビーカーをお使いになった方もかなり乗車されているという状況でしたので、利用者層に合わせた広告をしております。今後とも引き続き実施してまいります。

また、35ページ安心・安全なシッターサービスの提供に関しましては、ご指摘のとおり、非常に達成率が高い事業となっております。この事業自体が始まったのが27年度であり、この資料の中では3年分の事業だけ出しておりますけど、前の計画はちょうど平成27年度から始まりました。それから令和元年まで行った計画だったものですから、事業オープン当初、まさかここまで大きな反響があるとはというところで、かなり目標値を大きく超えた実績になっております。しかしながら、これだけの実績がございますので、事務手続上のことを言いますと、何度の途中でもご利用になれるように、補正予算を組みながら積み増しして、皆さんにサービスを提供してきたという流れでございます。

高橋会長：はい、よろしくお願いします。

学務課長：文京区教育委員会におきましては、区立幼稚園について、3歳児から5歳児までですが、今後は、改築に伴って、1歳児から預かる認定こども園化に向けて今計画をしているところです。

今回、明化幼稚園、柳町こどもの森、後楽幼稚園、湯島幼稚園につきましては、こども園化に向けて進めているところです。

高橋会長：ご承知のように保育園と幼稚園は、大体今3歳以上児について、一方は、幼児教育としての幼稚園、一方は、保育ですから、養育を受けられない人たちの養育対策として保育園がある。もともと児童福祉法の制度ですから、どうしても働かなければいけないお母さんという、昭和20年代、30年代の概念が、今は当たり前になりました。そうすると子どもの教育をさせたいというご家庭の意向と子どもの保育をしたいという意向は、実はメダルの表と裏で同じじゃないかと。

一方で、学校教育法上の幼児教育の世界と、児童福祉法上の保育の世界が幼保一元化というのは、それぞれの利害関係がある。

そういうことを含めて、こども園という仕組みが厚生労働省と文科省の綱引きの中でようやくできた。あの子は保育所、あの子は幼稚園というよりは、できれば一緒の場で保育と児童幼児教育を一緒に受けさせて、必要があれば長時間は対応できるという、これがこども園のポイントです。

古城委員：大変よく理解できました。ありがとうございます。

高橋会長：ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

諸留委員：文町連の諸留です。DVについてお聞きしたいのですが、文京区も22ページに児童虐待防止ネットワークの充実と計画でやっていらっしゃるのでしょうか、何年か前に目黒区で結愛ちゃんという子が亡くなり、その後野田市で栗原心愛ちゃんですか亡くなったということがあり、それから大田区蒲田で母親が鹿児島へ8日間行っていなくなって、3歳の梯稀華ちゃんが亡くなったという事件が起きたわけです。

23区で同じようなことをやっていると思いますが、ああいうことが起きてしまったということは、子どもを見る、幾ら虐待防止のどうのこうのと言っても、何かシステムとか、生きていなかったではないかと思います。3歳児の健診を受けていなかったとか、新聞記事によると書いてありました。

こういうことが二度と起きないようにと願いますが、それに対して何かアクションを起こして、文京区の中だけでも起こさないということを何か考えていらっしゃるのでしょうか、以上です。

高橋会長：これはむしろ退席した区長に伺いたいテーマでもありますが、どうぞ。

児童相談所準備担当課長：近年、痛ましい死亡事故が起きているのは事実ではございます。直近も今お話があったとおり、大田区などでも起きているところです。

文京区の現状といたしましては、子ども家庭支援センターと、東京都の児童相談所で連携しながら児童虐待については現在対応をしているところです。

そうは言いますが、こういった事件が続いているのも事実でございます。各事件で、主に報道等でも示されていますが、課題としては、児童相談所間の連携ですとか、市町村間の連携とかがよく課題で指摘されております。

文京区におきましては、まず今、令和7年度に区の児童相談所の開設に向けた準備を行っております。それに合わせまして、現実に区としてこういった虐待対応する部門としては、子ども家庭支援センターで対応しております。特に今年度につきましては、児童相談所の開設に向けた取組と絡んで、職員を大きく増員して、そういった問題に現在対処しているところです。

高橋会長：行政と同時に区民、地域社会、それから子どものファーストコンタクトという意味では、遊びの集団だとか、そういうものとの関係も物すごくあるだろうし、虐待はやはりドクターの役割が大きく、ドクターが第一発見者になるケースが非常に多い。ドクターの協力もとても重要でいろいろ工夫が必要な領域かと思います。部会長さんがご欠席でございますので、見解は残念ながら伺えませんが、よろしゅうございますか。

また機会を持って、議論をしなければならない、大テーマでございます。

ほかになれば、後でまとめてまたお願いしたいと思いますので、高齢者・介護保険事業計画について事務局よろしくお願いたします。

介護保険課長：【資料第1号】に基づき「高齢者・介護保険事業計画」について説明

高橋会長：ありがとうございました。介護保険制度はちょうど20周年ですが、折り返し地点だという2040年は高齢者が、42年でしたか、一番増えるとき。その前の2039年は、死亡者160万人を越えて、しかもこれが大問題で、85歳以上から92歳ご存命の方がどうするかと。

逆に言うと、文京区で命を全うする状況をどういうふうに今から整備したらいいかと

いう議論も多分部会でやられることかと思いますが、いかがでしょうか。ご質問等。

はい、どうぞ、小倉委員。

小倉委員：介護サービス事業者や介護の従事者の方のコロナウイルスに対する保護とか、支援の今の現況について、教えていただけないでしょうか。

よく医療関係の方には、危険が逼迫しているということで、援助の支援金などが投入されている話はよくニュースで見ますが、介護の事業者及び従事者も同じような何か危険が考えられると思うのです。余り方策というのは目にせず、今のこの現況で危険を感じていらっしゃる事業者の方もいらっしゃると思って。区はどのような手だてをしている、あるいはそれを予定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

高橋会長：はい、どうぞ。

介護保険課長：新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護保険のサービス提供の事業者につきまして、通所介護の利用控えなどを中心とした大きな影響があったもの、またあるものと認識しています。

国からは、マスクの供給、消毒用のアルコールなどは、優先提供の仕組みを構築して、必要な可能な限りの支援を事業継続のために支援を行ってまいりました。

また、今般、国の二次補正があり、介護従事者に係る手当の部分や、減収にかかっている部分、今回のコロナで、通常を経費にかかり増しがあった経費の部分について、一定の補助がなされるものという形で支援を行っているところです。

区におきましても、各事業所に必要なマスクの提供。感染が疑われる事案が発生した場合には、保健所と連携しながら、必要な資材の提供、支援などを行ってきました。

今後、区といたしましても、このような事業所の状況をしっかり把握をして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、介護の事業所と、障害の事業所に対してですが、区内の介護サービス基盤をしっかりとコロナ後も見据えながらしっかり維持していくために、各事業所に対して50万円を提供する方向で準備を進めています。準備ができ次第、各事業所に対してはお知らせをし、速やかに提供できるようにしているところです。

高橋会長：よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

神馬委員：今のことに関係しますが、今までなかったような大きな事態だと思います。これをこの計画書の中に反映させることは可能なのかということと、目標が前年度に引き続いた目標を立てられていると思いますが、このままの目標で突き進んでいくのか、あるいはこういう事態を考慮に入れて目標値を下げるとか、そういうことは考えられているのか、その点いかがでしょうか。

高橋会長：はい、どうぞ。

福祉政策課長：参考資料にも1回の会議で頂いたご意見の回答にはさせてはいただいておりますが、コロナ感染症に対する影響ということに関しては、新しい計画の総論で一定に盛り込んでいく方向で今検討をしているところです。

また、それぞれの事業に関しては、実際の影響が次の来年からの3年間でどう影響がまた出てくるのかは、なかなか読みづらいところではあるとは思いますが、それぞれ事業ごとの中で判断をして盛り込んでいきたいと考えているところです。

また、目標については、計画ごとに見直しというタイミングがあった場合、事業ごと

に対応していくことになろうと思います。これもなかなか今読みづらい状況で苦慮をしております。

福祉保健施策は、基本的に人と人がしっかりと関わりを持ちながら事業を確保していくことを求めなければならないところと、感染予防の観点から人と人の関わりが難しい相反するところをどのように盛り込んでいくかが、非常に難しい課題と感じています。

介護保険課長：新型コロナウイルス感染症の拡大について、介護保険事業計画においては、来年からの第8期の計画にどう盛り込むか平岡委員長を中心に、地域包括ケア審議会、部会で検討を始めたところです。

新型コロナだけではなくて、新たな感染症の拡大時にしっかりと介護サービスを提供し続けていける基盤を維持していくところから、主要項目とその方向性に、しっかり理念として書き加えたいと考えています。

第8期の計画を作成するに当たっては、昨年度実施した実態調査が一定程度基になっていると考えてはおりますが、今年度、この新型コロナウイルスの感染症の拡大がどう高齢者施策に影響していくのかを、委員会や部会の場で、様々なご意見を頂戴しながらしっかりと来期の計画に盛り込んでまいりたいと考えています。

高橋会長：平岡さん、ありますか。

コロナ対策というか、直接的な問題、日本の場合には国際的に見ると高齢者の感染率は極めて低いです。これはなぜかというのは、大問題です。現実としては、日本のケアが相当うまくいっているという考え方ができると思います。一方で、ディスタンスの問題は、1年後が恐ろしいと医者が言っていたのです。要するに、閉じ籠って認知症を発症する状態が悪くなるのではないかと言っていました。これは中期・長期の両方の視点でご検討いただく話と、嫌な話で恐縮ですが、財政問題を直撃するはずで、要するにコロナでこれだけ離職が増え、生活保護の保護率はどんだらうなぎのぼり。

そうすると保険、租税、住民税、国税含めて、国民健康保険でいえば、今年は受診が減っている分医療機関が大変ご苦労されているのだと思います。長期的にいうと保険料収入、収納率も含めていろんな問題が起こってくるはずで、そうすると財政フレームも相当いろいろな形で議論せざるを得ない。これは国が相当議論するはず

文京区の場合は起債なんてそう簡単にできませんから、相当財政フレーム全体、福祉計画だけではなくて、全体の計画の運用で財政問題が相当きつくなることだけは覚悟せざるを得ない。とすると、優先順位をどう考えて施策の上でやっていくかというのは、来年、再来年、相当シリアスな問題になっていくだろうと思います。

一方で、需要が明らかに拡大するわけですから、そこをどうしたらいいか、とてもしんどい話がこれから起こるということも一応共通で了解していただきながら、どういう課題を抱えているか、またの機会に報告をしていただければと思いますが、区議会でもそういう議論が多分これから出てくるだろうと思いますので、そういうことも含めて報告方よろしく願いをいたします。

その次の課題も大変大事な課題ですので、先へ行って、後でもう一回まとめますので、障害者・障害児計画について事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課長：【資料第1号】に基づき「障害者・児計画」について説明

高橋会長：ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

どうも失礼しました。どうぞ。

櫻井委員：公募委員の櫻井と申します。

解説をきちんと受けたいと思います。82ページの生活介護の令和元年度の成果・評価ですが、「必ずしも実績が増えることは好ましいことではないが」という言葉が入っております。これはどのように理解したらよろしいか、お話しただけたらと思います。

障害福祉課長：ほかのサービスについても言えることですが、単純に数が多い少ないで、いい悪いということとは言えないことがあります。サービスを利用する、希望する方に適切なサービスが提供できるように努めていくということです。

櫻井委員：この文言から、サービスを求めていくことがマイナスイメージを抱かざるを得ないのかな、受けることに遠慮しなきゃいけないのかな、そうもとれるような文言になっていると思ったもので、質問させていただきました。

障害福祉課長：すみません、先ほど申しましたとおり、決してそういう趣旨ではございませんので、誤解のないようにこの記載については改めたいと思います。

高橋会長：ありがとうございます。

ほかになれば、よろしいですか。はい、どうぞ。

山口委員：知的障害者（児）の明日を創る会の山口です。

グループホームについて、大変ニーズが増えていますが、前の計画でも計画どおりに建設が進まなかった。その原因には土地がないということで、公有地の利用をめぐる中で優先順位があったと伺っております。これからは一つの土地を多目的に利用するとか、状況に応じて柔軟に使える多機能の施設の建設を考えてほしいと思いました。

高橋会長：といったご意見でございますが、何かございますが。

企画課長：公有地については極力その施設を単一の施設ではなくて、様々な施設が使えるという形で、区で運用しております。

具体的な公有地は、1件、国有地があります。そこについてはまだどのような施設で使うか決まっていない状況ですので、今頂いたことも含めて、今後区内でしっかりと横串を刺して調整していきたいと考えています。

高橋会長：よろしゅうございましょうか。

今年、改訂の年です。部会に所属の委員の皆様、そちらでもぜひ積極的に課題提起をしていただきながら、新しい計画作り、よろしく願いをいたします。

その次は、保健医療計画について、事務局から説明をお願いいたします。

生活衛生課長：【資料第1号】に基づき「保健医療計画」について説明

高橋会長：ありがとうございます。

先ほどの神馬先生のご指摘、保健医療計画も相当重要な話ですが、いかがでございましょうか。

ごめんなさい。はい、どうぞ。

西村委員：資料第2号、(1) とともに支え合う地域社会づくりの下から2番目、「地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な参加の促進」。実際、高齢者はコロナの時期には積極的に人材としては使えなくなるのではないかという気もしました。不要不急の場合にはご自宅にいてくださいということをお声がけさせていただいているわけで、地域

の福祉活動を担う人材として、高齢者はこれから参加が促進できないのではないかと。この資料は、どういう意図で書かれて添付されているのかが質問です。

もう一つ、こういう状況で介護予防体操などが中止になってもしょうがないと思いますが、おうちに引き籠ることになると、結局体操ができなくなってフレイルに落ち込むような人がこれから増加する気がします。先ほど会長のお話にもありましたように、今まで元気だったことができなくなる老人が体の悪い老人がどんどん増えていくことは目に見えているわけです。何とかそちらに対して早いうちに手を打って、習慣にはならないけれども、引っ張っていく方向を、例えば、区民の体操とか11チャンネルを使って、どんどんそういう画像で増やしていくような新たな方法を何か考えていただくとかしないとうとうもなくなってくるのではないかということ、老人として申し上げたいところです。積極的に参加は促進することはできないけれども、その後のケアのほうも頑張らなきゃいけないと思っておりますが、どんなものでございましょうか。この主要項目及びその方向性というのはどういうことで書かれたのかと思います、お伺いします。

福祉政策課長：この資料第2号はこれから議題ですが、この地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な参加は、地域共生社会の基本的な考えに基づくものです。支える側、支えられる側といった二分するものではなく、それぞれができることをしっかりやっていくという中で地域福祉保健政策を推進していくという、根本的なものです。

その中で、現在、感染へのご不安というのがあるのは、本当にごもったもなことだとは思いますが、短期的な方向性ということではなくて、長期的にしっかり皆さんで支え合うことを推進していく必要があるということで、前回の計画にも、当然盛り込まれておりますし、次期の計画についても盛り込んでいく必要があると思っております。

具体的な話としては、高齢者の方もいろいろなオンラインの活用や様々な形、あるいは感染予防対策をしっかり講じた上で対応されるなど、いろいろな方向性があると思います。介護予防なども、今回アンケートもあります、このZoomやLINEの電話などを活用されながら、様々支え合っているという事例もございます。そういったところもにらみながら施策を進めてまいりたいと考えています。

高橋会長：ありがとうございました。

地域包括ケア推進担当課長：ご意見を頂きましたように、介護予防体操、特に7月から、一旦開始をしましたが、またコロナの影響で、今、中止をしております。

実際、その中止期間、我々も高齢者の在宅状況を非常に心配しており、YouTubeでの動画の配信、レターでの発送。結局、紙で読んで、トイレに貼ったり、壁に貼ったり、そういったことが非常に効果的でしたので、行いました。

7月に一旦開始したときには、3密対策。実際に介護予防体操にきて体操をするだけではなくて、その3密対策も一緒に普及啓発することによって、コロナ対策の知識をちゃんと得てもらおうということで実施をしたところです。

また、今、感染者が増えてきていますので、今後、我々としましては、実際に会場型でやることも必要ですし、もう一つはやはりご意見を頂きましたようにインターネットや、スマホ、タブレットを使った、そのICTを使った方法で、2本立てで今後はやっていけないかということ、検討しているところです。

それからもう一つ、高齢者の在宅状況で、今年の7月1日から高齢者安心相談センター

で見守り相談事業を始めております。75歳以上の高齢者を中心に全ての高齢者の方々のご自宅を訪問して、在宅状況から身の回りのお困りごとを把握し、その後必要に応じて、その医療とか必要な介護サービスのほうにつなげる取組を進めているところです。

高橋会長：ありがとうございました。

今のご質問は非常に本質的な問題につながっていて、実は、これも神馬先生のご専門とも関わります。いわゆる個別の指導型の保健指導ではないタイプの、これを専門用語だと生活モデルといいます。医療モデル的なお医者さんと延長したような支援モデル。介護予防というのはそういうものだと思っておりますが、生活の文脈の中で仲間づくりと並行してやると効果がある、そういうことが分かり始めています。

今までの保健衛生という考え方と、福祉という考え方をうまく橋を架けながら支援拠点づくりをするということが、大変重要だとほぼ知識として出ています。また、逆に言うと、最近そういうことをやった先進的な自治体で大変効果が上がっているということは、報告されるようになっていきます。都会の文京区もそうです。コロナがそれを促進しましたが、孤立化促進型社会です。それをどうしたらいいか。文京区は「フミコム」とか、いろんな試みが、非常に注目されています。文京区外の方から、文京区の実践、注目されていますので、そういうことを含めて、この協議の中でも考える機会を作っていたらと思います。これからのここでの議論の大変大事なテーマかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではもう一つご説明がありますので、その説明を頂いてから総括的な質にさせていただきたいと思っております。保健医療計画終わりました、新しい地域福祉保健、今取り上げていただいた資料2号についての説明をよろしく願いをいたします。

福祉政策課長：【資料第2号】に基づき「新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）」について説明

高橋会長：ありがとうございました。

今のご説明について、ご質問、ご意見あると思っておりますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

山口委員：ひきこもりのところで、8050問題に飛躍があるような気がしてます。青少年のひきこもりから連続的に支援できるように一元化するというお話ですが、それと高齢の問題を一緒に書くのは、飛躍があるように感じます。その点をご説明いただきたい。

高橋会長：どうぞ。

生活福祉課長：この一元化というところですが、文京区は重点政策の一つとしていわゆる8050問題に重点をおき、ひきこもりを全年齢型で複合的な様々な課題に対応していく、そういった支援システムを、今年4月から実行しているところです。

これまで教育で、15歳から39歳までのひきこもりの自立支援事業を展開しておりました。若年層（いわゆる小中学校）、ひきこもりが長期化すると15歳以降中々つながりを持ってなくなっていく。そこからひきこもりが生じ、さらに若年層39歳まで長期化するまでに何とかひきこもりの方へ支援を行っていく事業ですが、近年は、80歳の親が50歳のひきこもりのお子さんを抱える世帯が出てきて、残念な事件が起きております。

そういった親亡き後の子どもの支援ということで、8050問題。それを高齢者の親御さんが、今、支援でつながっている部分があります。

また、家族をみますと50歳、40歳の方が、100人いたら100通り、様々な要素の中で引き籠もっている。世帯を捉えても、それぞれがつながっているところで課題があって、複合的な課題に一元的に対応していくというものです。

具体的な対応の仕方は、生活福祉課にひきこもり支援センターというセンター機能を設置いたしました。ここを主軸にして、関係部署がございます。実際動いている部署です。高齢者でしたら高齢福祉の窓口がございます。

また、地域には茗荷谷クラブ、先ほど申しました自立支援事業を実施しているところで実施している事業。高齢者安心相談センター、障害者基幹相談支援センターが実際に動いている、そういった区の支援機関と連携をして、支援会議等を通じて様々な支援、一人一人に寄り添った支援を行っていきたくと、事業を展開しています。

まず、情報を一元化していき、8050問題といった家族の複合的な課題にも一元的に対応していく、そういったところで示させていただいております。

高橋会長：ありがとうございます。

これは、福祉行政のアルファでありオメガである、ある意味では気が遠くなるような話です。普通は申請をして、施策の資格要件があるかどうかを調べて提供をする。そもそも申請が出てこない。

しかし、何かあったとき様々な波紋をそのお住みの場所や地域社会に与える。そうしたらそれをどうしたらいいかということを含めた対策ということで、本当にご苦労な仕組みですが、ぜひ委員の皆様も、ご理解をいただきながら、地域社会のいろんな活動がとっても大事だというお話、ご説明もいただいたような気がします。そういうことも含めてご関心を継続的に持って、また改めて議論をそれぞれのところでしていただけたらと思いますが、ほかに何かございますか。今の。

そちら、はい、どうぞ。

鈴木委員：先ほどの説明の中で、権利擁護の内容の説明がございましたが、後見人の担い手の育成の検討、そして制度の利用、文京区も高齢者の単身世帯の割合がとて増えて、先ほどの障害者の問題も、一人世帯になったときの心配というのは、今後、増えてくると思います。今後の利用促進と書いてありますが、後見人の担い手の育成などの検討は、具体的に区ではどのような内容があるか、知りたいと思って質問しました。

高橋会長：社協と関係があるはずですが、ご説明はどなたか。

坂田委員：社会福祉協議会です。成年後見、市民後見の育成は、社会福祉協議会でも取り組んでいるところです。前年、モデル事業として実施しており社会福祉協議会で、今関わっているところでは、1名の方が成年後見、市民後見を実施しているところです。

今後この中核機関や連携ネットワークとの検討も併せて、後見支援について検討していきたいと考えております。

高橋会長：どうぞ。

福祉政策課長：成年後見制度の支援では、様々事業を実施しており、社協からお話が合ったとおりですが、成年後見サポート事業とて、後見人になっている方、あるいはこれからなる方に対する関係機関につなぐ支援、権利擁護に関する知識関心を定め、深めるための区民を対象とした後見学習会、行政職員と専門職、地域包括、社協からなる推進機関連絡会を実施しています。

また、相談会では、財産管理に対する事項として、弁護士や司法書士による専門相談を実施しています。

中核機関でも、一層の協議体、二層の会議体と連携を深めていく施策も考えています。また、関係機関を支援する仕組みも今後さらに強化をしたいと考えています。

高橋会長：ありがとうございました。はい。

鈴木委員：こちらにある後見人の担い手の育成というのは検討されていますか。

ほかの区では、市民後見人がある区もありますが、文京区は学識の高い方が多いので、ご家族が困っても司法につなげる方が多く、需要というか、相談数は少ないのかと予想はしていましたが、今後そういうことができるのでしょうか。

今、どのようなことを具体的に区民に投げかけて実施するのか、その辺を知りたいと思って質問しました。

福祉政策課長：市民後見が、地区によっては非常に有効に機能している地域もあると認識しておりますが、文京区においては、様々な専門職の団体や、社協も法人後見の担い手という形で実施をしているので、課題の一つとして捉えており、現行の計画の中にも市民後見を検討するとなっておりますが、現時点でなかなか難しい状況と認識しています。

高橋会長：権利擁護問題も非常に重要な問題で、ある種の総力戦です。

要するに社協で運営すること実は、専門職後見で、弁護士さん、司法書士や社会福祉士が担っている。司法ですから家庭裁判所が関わり、その連携がすごく重要になる。

定型的な後見業務は、きちんと養成された市民が後見人に選任できるようにする。それには、相当丁寧な養成のプログラムを開発しなければいけません。そういうものをどうするのか、それから法定後見、補助、補佐、いろいろあります。それと、厚生労働省がいろんないきさつがあった地域福祉後見権利擁護事業を社協にやらせると始まりましたが、もう一回再整理をする必要があるわけです。そういうものとの関係や、先ほどおっしゃったように単身の場合どういう後見ニーズがあるのか。

文京区の場合、相当資産をお持ちの方は多分、専門職後見となり、区の手を煩わさなくてもいいですが、所得がなくておうちがある方たちは後見報酬が払えないケースも結構ある。そういうことを含めた立体的な議論はまた計画のルーティンの話とは別に、特別なリサーチが必要で、文京区では社協が相当大きな役割になっているとしたら、そこら辺のことも出てくるかと思いますが、別な課題ということなので、ぜひ。

多くの場合、それぞれのご家庭の課題として解決できる。後見も、区長申立てという制度で区が関わらなければいけないものと、そこら辺の線引きがとっても分かりにくいところも、取りわけ区民の皆さんには分かりにくいところです。

それからそういう権利の代弁とか擁護は何か、というのも、これは家族との関係で、どうしても家族主導型に、遠くに住んでいる家族も含めた丁寧な取組の態勢が必要ですので、大事な議論だということで指摘をさせていただきます。

それでは、議事進行でございますが。

ごめんなさい、はい、どうぞ。

木村始委員：資料第2号、ともに支え合う地域社会づくり、「我が事」の意識醸成と、非常にいい言葉と同時に、具体的にどのようなことかをご質問させていただきたい。

この意識醸成というのは、具体的にはどういうことなのかと、どのようにやっていく

のか、よろしく申し上げます。

高橋会長：どうぞ。

福祉政策課長：前回の改訂にこの「我が事」という言葉が入ってまいりました。社会福祉法の改正に伴い、これまで支える側、支えられる側というところが、それぞれ役割を分担していたという状況から、それぞれができることをしっかりやっていく。地域共生社会、それも高齢、あるいは障害、それから子どもといったそれぞれの分野を越えて、それぞれの方ができることを一人一人がやっていくという考えの下に、この意識醸成、「我が事」「丸ごと」の意識醸成といったワードが入ってきているということです。

高橋会長：すみません、誤植を発見しました。別紙に小項目の「我が事」の意識情勢というのは、これ、醸し出すという醸成で状況の情勢ではないかと思えます。

「我が事」とか「丸ごと」というのは、もともと地域共生社会という議論を厚生労働省が提起したときに言い出した言葉です。それで、普通の日常用語でいうと、我が身のことだと思って手助けをする。

今のコロナの話もそうだけど、自分がもしコロナになったと考えるのか、あいつは夜の町へ出かけて一気飲みをやったから感染したので駄目なやつだというのかで、全然その課題への共感の仕方が違う。やはり我が事として考えられるような意識がどうしてもないと、地域の支え合いはできないのではないか。

かわいそうな人だと突き放してそこに手を出せばいいのではなく、もしかしたら自分もそういう状況になるかもしれない。高齢はそういうことです。長谷川和夫先生という日本の認知症の権威も、「僕は認知症になった。認知症の研究は自分が認知症になると完成しないと先生に言われた」とおっしゃっている。

まさに認知症を我が事として考えておられると思うのですが、そういうことを考えましようと言いだしたんですが、計画にのせるというのは至難の業ですが、気持ちとしてはそういうことが入っているということで、これを計画の言葉に翻訳していくためには相当いろいろ工夫が必要。

例えば障害の施設に必ず反対運動が起こります。やはり他人事だからです。どこかに作れるのはいいことだけど、自分のところに作られては地価が下がる。文京区はまさにそれを見事に克服されて、それは事業者の方が大変努力をされて地域の皆さんは障害のことも我が事だと思って、いろいろサポートしてくださるようになったと伺っております。そんなことを地域づくりの計画の中に入れようと、そういうお気持ちで入っていますので、これを豊かなものにしていくご意見を、改めて伺えたらと思えます。

ちょっと時間が予定より進行、していますが、よろしゅうございましょうか。

先に、それでは、その次の議論をしたほうがいいですね。

第1回の協議会は書面審査でしたが、ご意見をたくさん頂いたようでございます。参考資料3にそれをまとめています。区の考え方が並列していますが、時間関係もありますが、ご説明いただいて、何かあれば委員の皆様からご意見を頂く。少し時間をオーバーしてよろしいでしょうか。お許しをいただいて、よろしく申し上げます。

福祉政策課長：ご説明ということでしたが、既にお配りをさせていただいております、お読みをいただいているかと思えます。何かございましたら、それぞれ幹事よりお答えをさせていただければと思えます。

以上でございます。

高橋会長：それでは、時間がなくなり始めています。何かたってのご意見があれば。

はい、どうぞ。

諸留委員：資料第1号68ページ、事業番号2-4-1。介護人材の方のための援助で、施設の住宅費援助、平成30年度58人、令和元年度56人で、目標よりはオーバーしている。非常に人間らしいというか、正直にこう出てきていいと思うのです。

やはりいろいろ介護の人のデータを見ますと、お給料が高いか安いかわかりませんが、区の職員の方よりは安いのは確かです。もっと何か援助できることはないかと考えて、シルバーパスがあります。あれみたいなものを援助できたらいいのではないかなと思います。提案ですが、昼間、バスは空いています。朝も文京区の中では混んでいる時はありますけれど、空いています。

せっかく動いているので、空いていたり、空っぽだろうが都バスなんかは走っているので、シルバーパスのような援助で安くしたら少しでも役に立つのかなと思ひまして、提案します。これも区長に言うべきかわかりませんが、提案したいと思ひます。

以上です。

高橋会長：これは伺わせていただくということによろしいですね。

それでは、ほかに何かなければ、大変いろんな議論をいただいております、区の考え方も提示していますので、改めて引き続きということにさせていただくことにして、事務局から、次の1件と、あとZoom会議の話。はい。

福祉政策課長：恐縮でございます。先ほどの件につきましては、もしあれば事務局に頂ければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日席上配付でさせていただきましたアンケートについてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、現在、事務局ではオンラインでの会議を検討しています。こちらについてはご記載をいただきまして、机に置いていただくか、あるいは係の者にお渡しをいただければと思ひます。

次回、8月21日でご案内しているところでございますが、オンラインでの会議が、会議の進行の難しさ、議論の深まりの困難さ、それから通信環境や設定ミス等によって試行錯誤の段階だと考えています。21日に関しては、原則としてはご参集いただいて開催を目指していることは変わりませんが、感染へのご不安や遠方にいらっしゃるという状況がある場合については、ズームでの参加というのも可能となるような試行を行いたいと考えてございます。

なお、こちらについては、ご自身の端末でご利用いただくのが原則で、設定等のサポートも事務局としては可能な範囲でとなります。

また、トラブルが発生した際等におきまして、会議へのご参加や発言の機会が失われるという可能性もございますが、このあたりに関しては別途対応は難しくなりますので、ご承知の上ご検討をいただけたらと思ひます。

また、前日にテストを行うことも検討してございますので、こちらも併せてご検討いただければと思ひます。

高橋会長：ありがとうございます。

それでは、これはお書込みいただくのと、やっぱり開催方法はちょっと事務局として

相談しなくてはいけないのと、恐らく、直接お越しいただくのとオンラインでの参加が両方できるようにするとか、完全にズームにするとか、それからもう一つは、やっぱりパソコンは最近お持ちでない方がとても多くなっていて、スマホはあるよという方、だけどスマホの場合大丈夫なのかなということになると、お試してみたいなものも必要かもしれないとか、いろいろ条件があるかと思いますが、これは事務局と相談をしてどうするかということの素材をいずれにしろ置いておいていただくということかと思いますが。

それでは、引き続き、次回の協議会のことも含めてこれからの予定をよろしく願いいたします。

福祉政策課長：最後でございます。

次回の協議会日程でございます。既にご周知のとおり8月21日の金曜日14時から、こちら第1委員会室で開催をさせていただきます。

以上でございます。

高橋会長：それでは、8月21日、世の中どうなっているだろうということでございますが、何とか落ち着いて、ある程度ピークになると、ニューヨークは何か落ち着いたという宣言をクオモ知事が出したそうですが、そういうことも含めて、よりいい状況になっていることを。暑いさなかになりそうな予報も出ておりますが、改めて会議は、持ち方は先ほど言いましたように事務局と相談しながらということになりますが、よろしくお願いいたします。

5分オーバーですが、これで閉じさせていただいてよろしゅうございましょうか。

それではどうもありがとうございました。

以上